

盛岡南公園野球場（仮称）整備事業について

平成30年11月26日
市 民 部

1 趣旨

盛岡市（以下「市」という。）と岩手県（以下「県」という。）による野球場、屋内練習場、駐車場、外構、その他必要な施設等（以下「野球場等」という。）の共同整備について、盛岡南公園野球場（仮称）整備事業整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）の策定を行うとともに、地方自治法（以下「法」という。）に定める「連携協約」（法第252条の2）の手続きを行うこととしたので、その内容について報告するものである。

2 整備基本計画

本整備基本計画は、既存盛岡市営野球場（以下「市営野球場」という。）の代替機能のほか、これまで岩手県営野球場（以下「県営野球場」という。）で行われてきた高校野球岩手大会やプロ野球1軍公式戦に対応する野球場整備を基本とし、市と県で共同整備する内容等について、まとめるものである。

そのうち、計画している野球場及び屋内練習場については、県から平成29年度に実施した『民間活力導入可能性調査』（以下「導入可能性調査」という。）において、モデルプランとした施設機能及び規模を基本とすることが意見として示されているものである。

(1) 施設規模等

所在地／施設等	概要（主な機能等）
所在地（建設場所）	盛岡市永井7地割16番地2ほか 盛岡南公園内 未開設区域（9.18ha）
野球場	両翼100m，中堅122m，人工芝（フィールド），夜間照明 収容人数：約20,000人（内野約12,000人，外野約8,000人） スコアボード（全面LED型）
屋内練習場	広さ50m×50m以上，高さ15m以上
駐車場	普通車 約1,000台，大型バス駐車場，身障者専用駐車場
その他	備品，災害用備蓄倉庫，マンホールトイレ等の設置

(2) 事業費及び財源

本整備基本計画では、導入可能性調査において算出した民間事業者がPFI手法などにより公共サービスを調達した場合に要する費用を概算額としており、今後、募集要項公表までに再算出することとしている。

ア 施設整備費

約87億5,000万円（一部消費税額等を除く。）

イ 運営・維持管理費

約23億900万円（事業期間15年間の総額。一部消費税額等を除く。）

ウ 財源

民間資金の活用を基本とするほか、「公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）」など有利な地方債の活用をはじめ、事業実施上、有利な資金調達について、引き続き検討を進める。

なお、当該地方債の活用は、既存の市営野球場と県営野球場を、野球場等の供用開始後5年以内に廃止することが要件となる。

地方債メニュー	充当率等
公共施設等適正管理推進事業債 (集約化・複合化事業)	充当率：90%，交付税措置率50%

(3) 負担割合等の考え方

建設費は、市は、収容人員1万人規模の施設を単独で整備すると仮定した場合の野球場と屋内練習場の整備費用相当額を負担することとし、県は、実際に整備する収容人員2万人規模の施設の野球場及び屋内練習場の整備費用から、市が負担する整備費用相当額を差し引いた差額相当分を負担することを基本とする。それ以外の費用については、共同で整備することを考慮し、折半とする。

運営・維持管理費は、市の主催事業や高校野球岩手大会、プロ野球1軍公式戦の開催に配慮し、その他の利用については、利用者が公平に利用できるよう、利用調整を行うことを考慮し、調整を行うものとする。

以上の考え方を基本とし、建設費については概ね「市6：県4」、運営維持管理費においては引き続き調整を行うものである。

なお、各項目に係る詳細な負担割合については、別途市と県において協定書をもって定めることとしている。

(4) 災害時への対応

野球場等の整備に併せ、災害時に備えた備蓄倉庫の設置や、「指定緊急避難場所」に指定された場合に対応するマンホールトイレの整備等を想定している。

また、屋内練習場は、支援物資の搬入保管等に対応する仕様とすることを想定している。

3 連携協約

市と県がそれぞれ公の施設として条例設置することに伴い、法に定める「連携協約」（法第252条の2）の手続きを行うものである。

(1) 内容

市と県が、野球場等の整備及び管理に係る事務の実施を行うに当たり、役割分担を明確にし、相互に連携を図ることを基本方針とするもの。

(2) 連携協約を行う効果

市と県の役割分担をあらかじめ明確にすることで、事務を効率的かつ安定的に実施することが期待できるものである。

4 今後のスケジュール

年 月	内 容
2018（平成30）年11月	市議会全員協議会へ説明 市スポーツ推進審議会へ説明
2018（平成30）年12月	連携協約の締結（市県それぞれ議会提案） パブリックコメントの実施（県が実施）
2019（平成31）年1月	整備基本計画の策定・公表 実施方針・業務要求水準書（案）公表
2019（平成31）年3月	特定事業選定，債務負担行為，事務の委託（市県それぞれ議会提案）
2019（平成31）年4月	募集要項公表
2019（平成31）年11月	事業者選定
2020（平成32）年3月	本契約締結
2020（平成32）年4月～ 2023（平成35）年3月	設計・施工
2023（平成35）年	供用開始

※ 設置条例の時期は，県と協議中。

盛岡南公園野球場（仮称）整備事業 整備基本計画（案）

平成 30 年 11 月

岩手県・盛岡市

目次

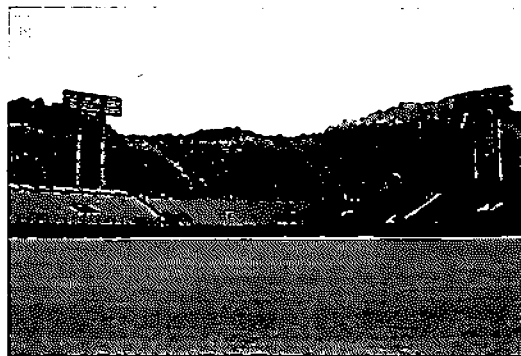
第1章 はじめに.....	1
1. 策定経緯.....	1
2. 事業予定地概要.....	2
3. 整備目的.....	2
4. 整備コンセプト.....	3
第2章 整備の前提条件.....	5
1. 岩手県・盛岡市の共同事業.....	5
2. 上位計画・関連計画.....	6
3. 敷地条件.....	9
4. 既存施設との関係.....	11
5. 近隣住居への配慮.....	11
第3章 導入機能.....	12
1. 主な導入機能.....	12
2. 施設の主要諸元.....	13
第4章 土地利用計画.....	14
1. 野球場配置.....	14
2. 動線計画.....	14
3. 交通アクセス.....	15
第5章 施設計画.....	16
1. 野球場における施設構成.....	16
2. 屋内練習場における施設構成.....	19
第6章 運営・維持管理計画.....	21
1. 運営方針.....	21
2. 利用料金制の導入.....	21
3. 費用負担の考え方.....	21
第7章 事業費.....	22
1. 施設整備費.....	22
2. 運営・維持管理費.....	22
3. 資金調達について.....	22
第8章 事業手法.....	23
1. PPP/PFI手法.....	23
2. 県市共同事業の実施手法.....	24
第9章 今後のスケジュール.....	25

第1章 はじめに

1. 策定経緯

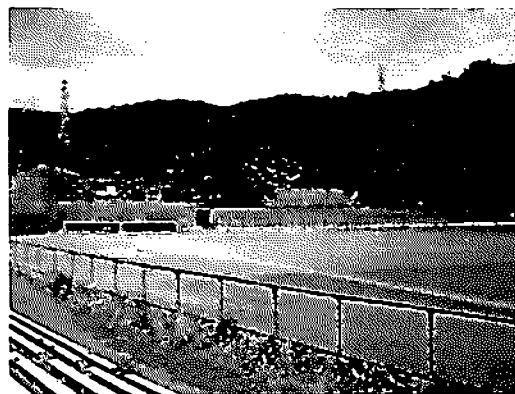
岩手県（以下「県」という。）は、昭和45年に開催された岩手国体に合わせ岩手県営野球場を整備し、県を代表する野球場として、高校野球岩手大会及びプロ野球一軍公式戦等を開催しているが、現在では硬式公認野球場の規格を満たしていない状況にある。

また、昭和58年及び平成5年に大規模な改修工事を行っているが、経年により老朽化が進んでいる。



（岩手県営野球場ウェブサイトより）

盛岡市（以下「市」という。）は、旧都南村時代から現在の盛岡南公園の敷地に総合公園の整備構想を掲げていた。平成25年に「盛岡市スポーツ推進計画」を策定し、スポーツを「する」環境づくりにおける施設整備にあたり、ユニバーサルデザインの考え方に基づく施設利用環境の改善や、積雪寒冷地の気象条件を考慮し、全天候型（人工芝）や通年型（屋内型）に配慮した施設整備を進める必要を記し、既存野球場に代わる施設として盛岡南公園に早期の具体的な方針決定をすることとした。平成26年3月には、平成35年度までを対象期間とした「盛岡市スポーツ施設適正配置方針」を策定し、盛岡南公園への新野球場の整備及び既存の市営野球場の廃止を盛り込んだ。



（盛岡市体育協会ウェブサイトより）

以上のような経緯等を踏まえ、平成28年末までに、市から県に対し野球場の共同整備について提案を行い、平成29年2月に市が「盛岡南公園野球場（仮称）整備基本構想」を取りまとめ、その後、県と市が共同整備に向けて検討を進めてきたものである。

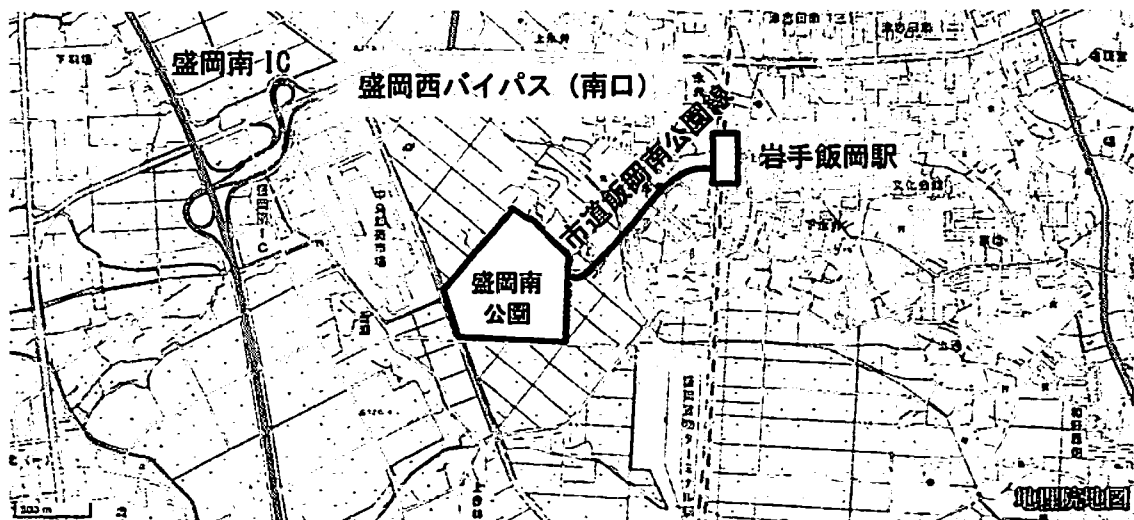
2. 事業予定地概要

盛岡南公園野球場（仮称）整備事業（以下「本事業」という。）の予定地となる盛岡南公園は、盛岡市の中心市街地から南へ6km、JR岩手飯岡駅（東北本線）の西南約800mに位置する。岩手飯岡駅と盛岡南公園のアクセス道路となる市道盛岡南公園線（W=14m、片側一車線）が平成28年7月に開通している。

また、盛岡南公園の西北約1kmには東北自動車道盛岡南インターチェンジが、北側には盛岡西バイパスが開通しているが、公園と直接連絡する幹線道路は整備されていない。最寄りバス停中永井停留所（岩手県交通）は、盛岡南公園南東約300mに位置している。

盛岡南公園は旧都南村（平成4年に盛岡市と合併）だった区域に立地し、矢巾町に隣接する。周辺には水田が広がり、中央卸売市場や盛岡貨物ターミナル駅などの物流施設がみられる。敷地は概ね五角形の形状をしている。

盛岡南公園位置図



(出典：地理院地図を加工)

3. 整備目的

本事業では、これまで位置付けられてきた各計画を踏まえつつ、県と市との共同による整備を行うことにより、市が単独で整備する規模及び仕様より高規格な施設整備が可能となることから、これまで岩手県営野球場で行われていた高校野球岩手大会やプロ野球一軍公式戦にも対応できる新野球場として整備することを目的とする。

また、野球以外の多目的な利用にも対応し、集客効果が期待されるスポーツ産業等の振興を図り、利用団体をはじめとする県民・市民の期待に応えられる施設となるよう新野球場、屋内練習場及び駐車場（以下「新野球場等」という。）を整備することを目的とする。

4. 整備コンセプト

整備コンセプト及び整備方針は、以下のとおりである。

整備コンセプト

「プレー」しても「観て」も楽しいボールパーク※を、県と市が手を取り合い実現することにより、岩手・盛岡の憧れを創る

※これまでの野球場の概念にとらわれず、幅広い人たちが楽しめる空間を意図したもの。

方針1：岩手・盛岡の人たちの憧れの場所の実現

新野球場は、「岩手・盛岡ブランド」の確立に寄与するのみならず、スポーツツーリズムのメッカとなることも期待できる。加えて、プロ野球楽天一軍の試合開催誘致のみならず、岩手県縁故者が在籍する球団の誘致の可能性も存在する。

これらの実現を通じて、「岩手・盛岡としての魅力・求心力の向上」に寄与するとともに、被災地を勇気づけることを目指す。

方針2：プレーしやすく・観戦して楽しい多目的ボールパークの整備

新野球場については、県下トップレベルの高規格であることから、競技者の目線だけでなく、観客にとっても楽しくエキサイティングな空間づくりを行う。

併せて、野球場以外の利用にも活用でき、幅広い人々が楽しめる施設とすることにより、県民・市民のスポーツへの興味を喚起することも志向する。

方針3：バランスに優れた県市共同による事業スキームの構築

県と市の双方にとって、互いの政策実現に寄与する事業スキームを構築する。これにより、全国にも事例のない県市共同事業を実現し、新野球場を県下随一の魅力ある野球場とする。同時に、防災の視点にも配慮する。

整備コンセプト及び整備方針イメージ

岩手・盛岡の人たちの
憧れの場所の実現

「プレー」しても「観て」も楽しいボールパーク※を、
県と市が手を取り合い実現することにより、
岩手・盛岡の憧れを創る

プレーしやすく・観戦して楽しい
多目的ボールパークの整備

バランスに優れた県市共同による
事業スキームの構築

第2章 整備の前提条件

1. 岩手県・盛岡市の共同事業

(1) 共同事業実施の目的

本事業は、公共施設の今後の更新費用の増大や、人口減少による利用者数の減少が見込まれる中での新たな施設整備の在り方として、県内で初めて県と市の共同事業として施設整備を行うものである。

共同事業化することで、県内最大の人口集積地域である盛岡広域に新たな野球場を建設することが可能になり、プロ野球一軍公式戦の観戦機会が拡充する可能性が広がることや、高校野球岩手大会主会場などの施設として経済波及効果が期待できる。

また、野球場や屋内練習場の高規格化により、各種野球大会の誘致や、野球以外の多目的な利用が可能となることから、利用率の向上とそれに伴う利用料収入の増加が期待できるものである。

(2) 対象範囲

本事業の対象範囲は、野球場、屋内練習場、駐車場、外構、その他（備品等）の整備とする。

(3) 共同事業における費用負担及び所有権の考え方

本事業においては、県は、実際に整備する収容人員2万人規模の施設の野球場及び屋内練習場の整備費用から、市が負担する整備費用相当額を差し引いた差額相当分を負担する。市は、収容人員1万人規模の施設を単独で整備すると仮定した場合の野球場及び屋内練習場の整備費用相当額を負担する。

駐車場、外構、その他（備品等）については、共同で整備することを考慮し、県市の負担は折半とする。

それぞれの施設、設備の所有権（持分）割合については、整備費用の負担割合を準用する。

2. 上位計画・関連計画

本計画に関連する、県、市それぞれの上位計画・関連計画及びその内容は、以下のとおり。

上位計画・関連計画概要

	計画名	課題・方針
岩手県	いわて県民計画 第3期アクションプラン	<ul style="list-style-type: none"> 観光への取組として、市町村等と連携しながらスポーツツーリズムの誘致拡大に取り組む姿勢を示している。 「教育・文化」の政策にて県営野球場の老朽化を課題として取り上げ、市町村と連携した施設のあり方を検討するとしている。
	岩手県ふるさと振興総合戦略	<ul style="list-style-type: none"> スポーツとの連携による地域コミュニティの形成や、観光等による経済的な効果の創出など、地域活性化が実現されることを重視し、スポーツツーリズムを契機とした交流人口の拡大、県民の連帯感の醸成に取り組む方向性を示している。
	盛岡広域都市計画区域マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> 盛岡市を含む3市町を範囲とした「盛岡広域都市計画区域」において、県営運動公園を含む「都市施設」及び「自然的環境」を適切に配置・整備する方針を示している。
	みちのく岩手観光立県第2期基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 国内外のスポーツ大会を通じてニューツーリズムを創出し、他産業との連携を強化することを示している。

	計画名	課題・方針
盛岡市	盛岡市総合計画	<ul style="list-style-type: none"> 盛岡の魅力を向上させる要素として「スポーツ」に焦点を当て、スポーツをする・支える環境の整備を進め、スポーツを通じたまちの魅力の創出などに取り組むとされている。 具体的な取り組みとして「盛岡南公園野球場整備事業」を実施する方針を掲げている。 住む・訪れるまちとして選ばれる「盛岡ブランド」を確立し、市内外にその魅力を発信することを目指すとしている。 人が集う盛岡となるため、地域資源に着目した観光資源の創出、広域的な交流促進を促す取組や情報発信など、観光振興に注力することを示している。 住む・訪れるまちとして選ばれる「盛岡ブランド」を確立し、市内外にその魅力を発信することを示している。

計画名	課題・方針
盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略	<ul style="list-style-type: none"> ホームページやSNSなど多様な手段による観光情報発信を強化しイベントの充実や誘客宣伝等に積極的に取り組むとされている。 地域資源を活用した観光地域づくりや、広域連携による滞在型・周遊型観光を推進することを示している。
盛岡市都市計画マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> 盛岡の立地的な優位性を生かし県内外の交流が図られるよう、広域的な幹線道路等の整備に注力するとされている。 公園や緑地などを、緑道、歩道、自転車道、河川敷の散策路などにより結ぶネットワークの整備を図るとされている。 日常的なレクリエーションの場や災害時の避難場所として、計画的に公園や緑地を確保するとされている。 対象エリアが属する飯岡・湯沢地域については、田園地域としての良さを活かしながら、公園・道路・河川等の整備を進めるとされている。
盛岡市地域防災計画	<ul style="list-style-type: none"> 「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」を市内6地区に区分して選定し、安全区域にある公園から「指定緊急避難場所」を定めている。 「防災施設等整備計画」にて、公園を含む公共施設を災害時の避難地として整備することを示している。 「都市防災計画」にて、「公園」が避難場所として求められるオープンスペースとしての機能、救護活動や物資集積の基地機能を果たすよう、体系的に整備を進めることを示している。
盛岡市観光推進計画	<ul style="list-style-type: none"> 盛岡独自の地域資源を活用した体験・交流型メニューを整備し、ニューツーリズムとしてスポーツ観光を推進するとされている。
盛岡市緑の基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 施策項目のひとつである野球場整備の検討について、老朽化が進んでいる現市営野球場に代替する施設を盛岡南公園内に整備する方針を掲げている。
盛岡市スポーツ推進計画	<ul style="list-style-type: none"> スポーツを「する」環境について、子どもがスポーツをはじめめるきっかけづくりや、生涯スポーツを支える施設の効率的な管理運営を行うこと、スポーツ大会・観戦等の情報発信に取り組むこととされている。 スポーツ施設の整備について取り上げ、県の施設整備の計画と整合性を取りながら効果的な配置に努めること、特に市営野球場については盛岡南公園を対象として整備を検討することとされている。 市民が利用しやすいスポーツ施設の運営を行うため、効果的な運営や適切なスポーツ施設の整備・改修に取り組むこととされている。

	計画名	課題・方針
	盛岡市教育振興基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 市民が利用しやすいスポーツ施設の運営を行うために、効果的な運営や適切なスポーツ施設の整備・改修に取り組むこととされている。
	盛岡市スポーツ施設適正配置方針	<ul style="list-style-type: none"> 「スポーツ施設の適正配置の方針」に位置づけられた施設整備に関する重点的な取組として、盛岡市営野球場を盛岡南公園にて建替え整備することとされている。
	第二次盛岡ブランド推進計画	<ul style="list-style-type: none"> 市内外の人々から選ばれるまちとなるための取り組みと情報発信が必要であることがひとつの計画にまとめられている。各課の関連施策が「盛岡ブランド」を目標に置くように意識付けがなされている。
	みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> スポーツツーリズムを推進することで地域経済の活性化を目指すこと、各市町が連携してスポーツ施設の広域利用を図る方針の検討を実施することとされている。

3. 敷地条件

(1) 所在地

盛岡市永井7地割16番地2ほか(岩手飯岡駅から徒歩約15分)

(2) 敷地面積

19.7ha(平成7年9月8日都市計画決定)

うち10.52haが都市公園として開設済みであり、残り9.18haが未開設区域である。

(3) 都市計画

公園施設(都市公園)

対象エリアのうち開設告示が公告された10.52haは都市公園法上の都市公園となっているが、野球場整備を予定している9.18haは未開設である。

(4) 主な施設(開設済み区域)

平成10年3月31日開設告示(5.62ha):球技場、駐車場、トイレ、植栽

平成20年3月31日開設告示(4.90ha):多目的広場、健康広場、躍動広場

球技場は、平成26年からJ3のプロサッカーチームであるグルージャ盛岡の本拠地となっている。

開設済み区域の建築面積及び運動施設面積は下記の通りである。

建築面積	2,961.14㎡ (球技場 2,830.10㎡、スコアボード35.04㎡、便所96㎡)
運動施設面積	35,905㎡(球技場 34,600㎡、スケートボードパーク1,305㎡)

(5) 法規制

用途地域	市街化調整区域
容積率/建ぺい率	協議要(一般には容積200%、建ぺい率70%)
その他	田園・丘陵景観地域(景観形成地域) 防火地域・準防火地域の指定はない

(6) 盛岡南公園の周辺環境

盛岡南公園の周辺は、水田を主とした農業地域であるが、新幹線高架、流通施設の工作物等も立地している。敷地の西側及び北側道路沿いに住宅が立地しているため整備上の配慮が必要である。

敷地南側の市道東谷地・平屋敷線の幅員は約9mで両側に歩道が整備されている。東側及び北、西側道路の幅員は約6mで歩道の整備はない。

(7) 遊水地機能

暫定施設として掘り込み式の防災調整池が整備されている。

最大洪水調整容量は6,576㎡、高屋敷堰を流末放流水路としている。

(8) インフラ設備

道路	東側：市道 間木6号線、 都市計画道路3.3.9 西仙北北川線 南側：市道 東谷地・平屋敷線 都市計画道路3.4.47 西見前赤林線 北西側：市道 前田・西谷地線 北東側：市道 間木5号線
下水（污水）	東側道路の公共下水道に放流
雨水	遊水地に放流

4. 既存施設との関係

既存の岩手県営野球場（以下「県営野球場」という。）は、新野球場等の整備を踏まえ、そのあり方を検討し、少なくとも新野球場供用開始となるまでは使用するものとする。

また、既存の盛岡市営野球場（以下「市営野球場」という。）は、「盛岡市スポーツ適正配置方針（平成26年3月策定）」に基づき廃止するものとするが、新野球場が完成し供用開始となるまでは使用するものとする。

将来的には、既存の県営野球場と市営野球場の2施設の廃止も見込まれるため、これまでそれぞれの野球場を利用してきた硬式、軟式の各種野球団体の利用について考慮する必要がある、新野球場整備後においても、県と市が保有する他の野球利用が可能な既存施設について、利用者の利便性を確保するよう努めていくものとする。

なお、将来的な野球場の適正配置については、新野球場完成後において利用状況を検証し、野球人口の推移を見極めながら、改めて検討を行う必要がある。

5. 近隣住居への配慮

対象敷地周辺には住宅が点在しており、日影、騒音、道路環境等について想定される影響を抽出し、周辺への影響を可能な限り押さえられるような形で検討を進めるものとする。なお、当該地域に係る建築基準法による日影規制及び騒音振動規制法等による規制を考慮するものとする。

第3章 導入機能

1. 主な導入機能

盛岡南公園には、これまでも既存の盛岡南公園球技場やスケートボードパーク施設などが設置され、各種サッカーやラグビー大会の開催や、愛好家などが利用しており、近年ではJ3プロサッカーチームのホームスタジアムとして利用されているほか、ラグビーワールドカップ2019™や東京2020オリンピックに向けたナショナルチームの合宿などの利用も想定されるなど、これまでの健康増進機能に加え、ブランディング機能、スポーツツーリズム機能が図られる施設となっている。

新野球場等の整備にあたっては、これらの機能を更に向上させるとともに、災害時対応として備蓄や救援物資の拠点や緊急避難場所などとした機能を新たに整備するものである。

更に向上させる機能

機能	概要
ブランディング機能	スポーツが有する様々な効果の発現により、「岩手県」と「盛岡市」の都市ブランドを形成する機能
健康増進機能	体を動かし、スポーツを「する」ことを通じて、健康を獲得する機能
スポーツツーリズム機能	プロ野球を始めとしたスポーツイベントはもとより、合宿利用など広域からの交流人口の流入を促す機能
災害時対応機能 (新設)	災害時の備蓄・救援物資の拠点や緊急避難所として地域の安全安心を確保する機能

2. 施設の主要諸元

新野球場等の整備に伴い、盛岡南公園に新たに付加されるべき機能を以下のとおり設定する。詳細は「第5章 施設計画」を参照。

主要諸元

機能	概要
野球場	公認野球規則 (2018 Official Baseball Rules 日本プロフェッショナル野球組織 全日本野球協会) で定める施設基準に合致し、プロ野球一軍公式戦の開催に対応した機能 フィールドサイズ：両翼100m、中堅122m フィールド：人工芝 夜間照明：照度基準としてJIS Z 9127スポーツ照明基準に定める硬式野球・区分 I 以上を確保 収容人数：約20,000人 (内野：約12,000人、外野：約8,000人)
屋内練習場	野球場の別棟として、墨間を確保した内野の守備練習が可能となる広さ (50m×50m以上)、高さ (15m以上) を確保
駐車場	球技場の駐車場を兼ねた約1,000台分のスペースのほか、大型バス駐車場・身障者専用駐車場の設置
その他	備品、災害用備蓄倉庫、マンホールトイレ等の設置

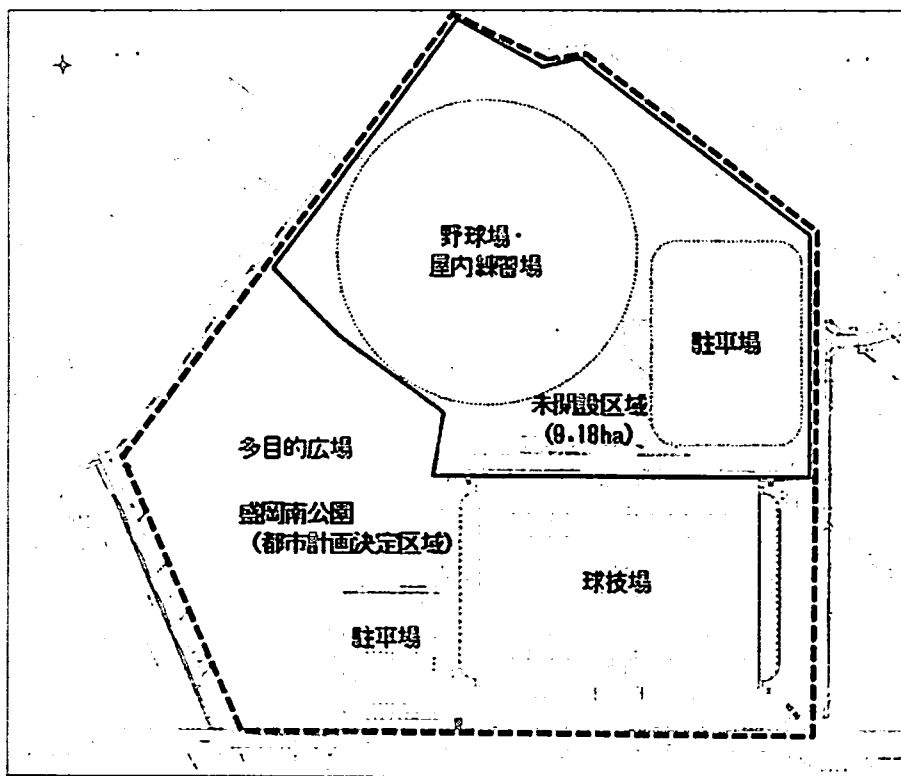
第4章 土地利用計画

1. 野球場配置

野球場、屋内練習場及び駐車場は、公園北西部の未開設区域内（9.18ha）に整備するものとし、配置については事業者の提案に委ねるものとする。

また、野球場の向きは競技者を主とした方位とし、本塁を北東から北西方向とすることを基本とする。

盛岡南公園未開設区域イメージ図



2. 動線計画

盛岡西バイパスや盛岡南インター、国道4号、矢巾町からの県道等各方面からの車両誘導を考慮した駐車場配置とするとともに、JR岩手飯岡駅からの鉄道利用者（歩行者）にも配慮した公園敷地内への誘導計画を検討するものとする。

また、既存の盛岡南公園球技場等と連絡する敷地内通路や園路の整備を行うものとする。

3. 交通アクセス

最大2万人規模の観客の主な来場方法として、①自家用車による来場、②岩手飯岡駅からの徒歩、③盛岡駅からの臨時バス等が考えられるが、施設計画においては、動線及び駐車場の位置などを考慮し整備するものとする。

道路交通においては、現状公園周辺に直接広域の幹線道路は接続していない状況であり、盛岡南公園の東側には、都市計画道路3・3・9西仙北北川線（4車線・幅員25m）が指定されているものの、「盛岡市都市計画道路整備プログラム」によると少なくとも平成32年度までは整備の見込みが無いことから、同道路の整備を前提としない形で計画を行うものとする。

また、国道46号線盛岡西バイパスの南伸の要望等も存在するが、具体的なルート・整備時期は未定である。

大会開催時における自家用車での来場は、駐車場の不足が見込まれること、岩手県営野球場をはじめ、地方球場においては原則控えるよう呼びかけていることも多いことなどから、自家用車アクセス制限など運営面での対応も視野に入れた計画とする。

公園外周動線は、平成7年の都市計画決定（5・5・5号盛岡南公園）において東側は都市計画道路西仙北北川線、南側は都市計画道路西見前永井線、北及び西側は幅員6mの市道を整備することが決められている。西側のうち鹿妻堰沿い部分は、道路用地は確保されているが未整備道路であり、本事業と並行して整備する計画とする。

第5章 施設計画

1. 野球場における施設構成

(1) 検討の考え方

野球場の施設構成プランの検討にあたっては、先行して整備された近年の野球場の事例及び利用団体からの意見を参考とする。

諸室配置については、先行事例のうち本事例に各種条件が類似している秋田県立野球場（こまちスタジアム）を参考としつつ、利用団体から聴取した、アマチュア野球及びプロ野球双方の試合開催に一般的に必要とされる施設構成、面積を導出の上、計画するものとする。

(2) 諸室の検討

ア 収容人数

内野スタンドの収容人数は12,000人、外野スタンドは8,000人を基本とする。

イ 諸室構成

諸室は、「選手ゾーン」「ブルペン」「管理・運営ゾーン」「その他」の各ゾーンから構成される計画とする。

「選手ゾーン」では、プロ野球一軍公式戦にも対応するダグアウト及び更衣室、シャワー室、選手用トイレ、監督室、コーチ室、トレーナー室、ケータリング室（食事・ミーティング）にも利用できる諸室等から構成することを基本とする。

「ブルペン」は、両ベンチ側にそれぞれ3人程度が投球可能なスペースを設けるほか、屋内トレーニングスペース及び素振りスペースから構成される。

「管理・運営ゾーン」については、本部関係者室、球団室、来賓室、放送記録室、カメラマン席、記者席がグラウンドに面する位置に配置され、その他、審判休憩室、出演者控室、医務室、事務室、湯沸室（調理可）、会議室、役員用・客用トイレ、倉庫、機械室、通路等から構成することを基本とする。

「その他」として、郷土出身野球関係者展示スペースのほか、災害用備蓄倉庫やマンホールトイレ等を配置することを基本とする。

ウ 付属設備

スコアボードは、大型映像情報システムに対応した全面LED型を、バックネット裏へ設置するBSOボードは、磁気反転式を基本とする。

夜間照明設備は、照度基準としてJIS Z 9127スポーツ照明基準に定める硬式野球・区分 I 以上を確保することを基本とし、プロ野球一軍公式戦及びそのテレビ中継等に支障がない照度を考慮するものとする。

整備種類別の諸室ゾーン面積、設備概要

施設プラン	分類	面積(㎡)等 (例)
諸室 (野球場)	選手ゾーン	942 程度
	ブルペン	1,181 程度
	管理・運営ゾーン	1,724 程度
	その他	853 程度
	面積合計	4,700 程度
設備	スコアボード	全面 LED (大型映像情報システムに 対応)
	照明設備	JIS Z 9127 スポーツ照明基準 に定める硬式野球・区分 I 以 上を確保

参考にした秋田県立野球場 (こまちスタジアム)

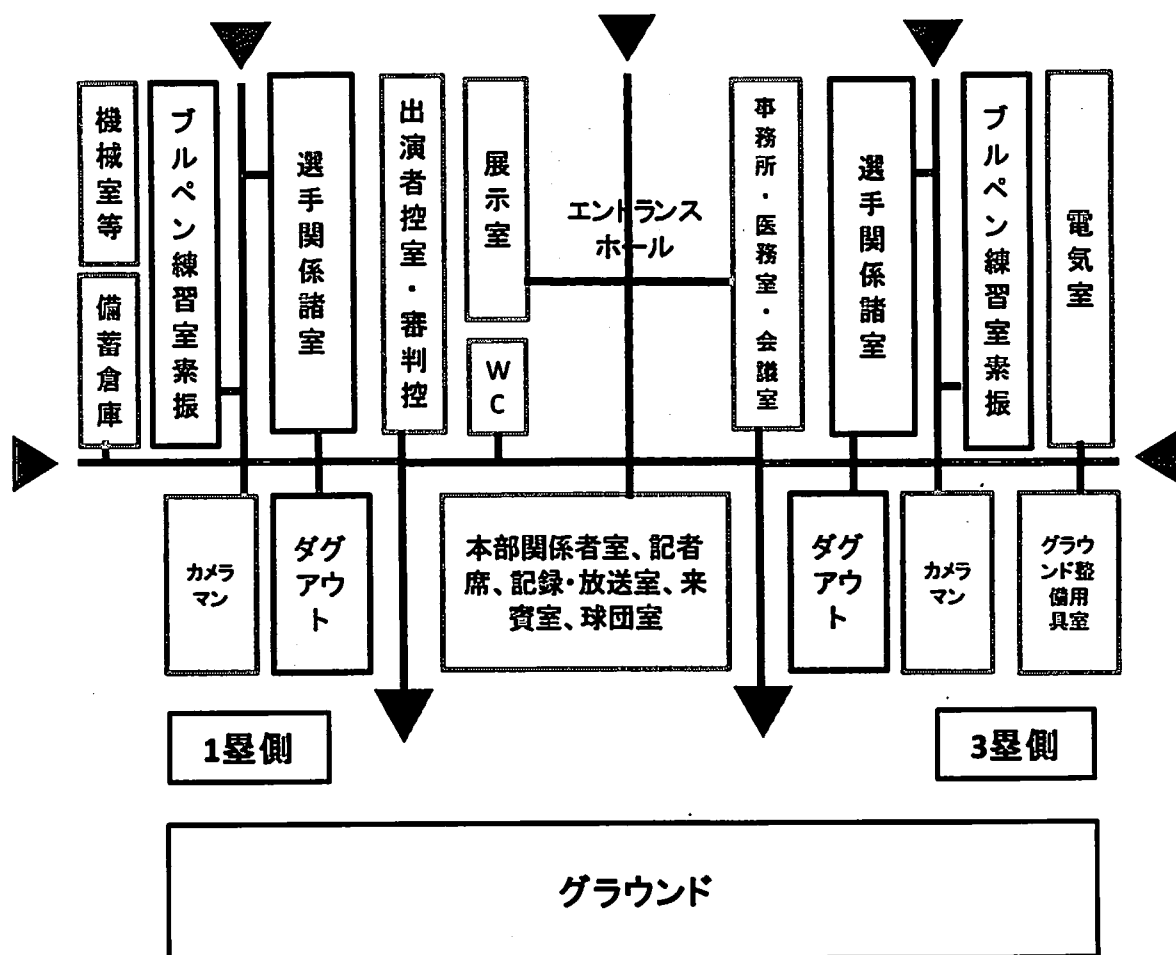


写真：秋田県提供

(3) 諸室の配置検討

野球場の諸室はゾーンごとに配置し、ゾーン相互とゾーン内部の機能的な繋がりを考慮し、特に、高校野球岩手大会等における複数試合の大会運営動線や選手動線、プロ野球一軍公式戦においても対応できる諸室構成などに配慮した計画とする。配置については、事業者の提案に委ねるものとする。

野球場諸室の配置イメージ



2. 屋内練習場における施設構成

(1) 検討の考え方

屋内練習場の施設構成プランの検討にあたっては、先行して整備された近年の屋内練習場の事例及び利用団体からの意見を参考に施設プランを設定する。

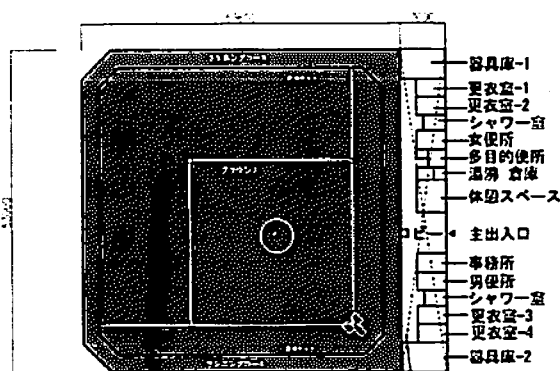
施設プランについては、草薙総合運動場屋内練習場を参考としつつ、野球場利用者の意見も反映した上で計画するものである。

(2) 諸室の検討

諸室については、高校野球や社会人野球等の塁間を確保した内野の守備練習が可能となる広さである50m×50m以上及び高さ15m以上を確保し、フィールドの外周にランニングコースを備えた計画とすることを基本とする。

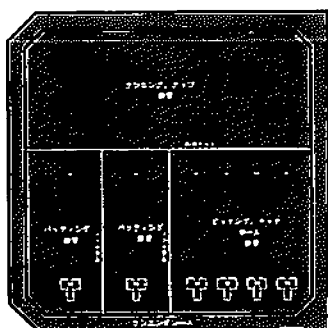
また、屋内練習場は、稼働率向上のために、野球のみならず複数のスポーツが利用可能な形態とする。

屋内練習場の種目ごとの活用イメージ

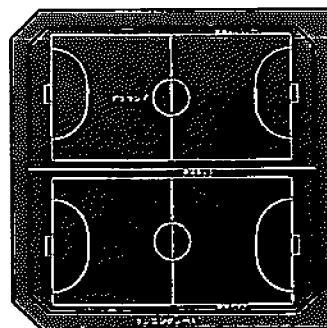


① 野球、ソフトボールの内野守備、走塁練習

トレーニング室を設置する場合は2階に設置する



② 野球、ソフトボールの個別練習



③ フットサル国際試合規格2面

屋内練習場の内部には、ランニングコースやフットサル試合時に設定できるギャラリー一席の設置を計画する。

また、トレーニング室の設置について屋内練習場との相乗効果が期待されるが、配置については屋内練習場のほか野球場への設置の可能性もあるため、機能及び規模等と併せ事業者の提案に委ねるものとする。

その他、基本的諸室として器具室、更衣室、シャワー室、事務室、便所等を設けることを基本とする。

なお、大規模災害時において、県又は市における救援物資の搬入・搬出拠点として利用できるよう、大型トラックの出入口を2か所設置することを検討する。

屋内練習場諸室構成

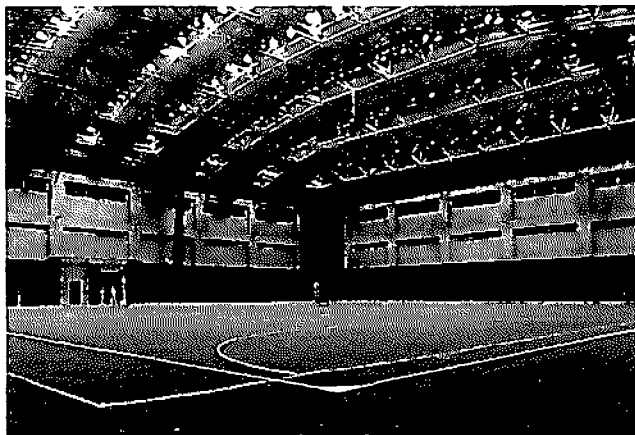
グラウンド	規模	50m×50m以上、 高さ15m以上
設備	ランニングコース	グラウンド外周部に計画
	ギャラリー一席	フットサルの試合時に設定できる計画
	附属設備	放送設備、照明設備、換気設備、暖房設備
	トレーニング室	屋内練習場または野球場への設置について、機能及び規模等と併せ事業者の提案
計		(例) 3,250 m ² 程度

参考にした草薙総合運動場屋内練習場

外観



内観 (運動スペース)

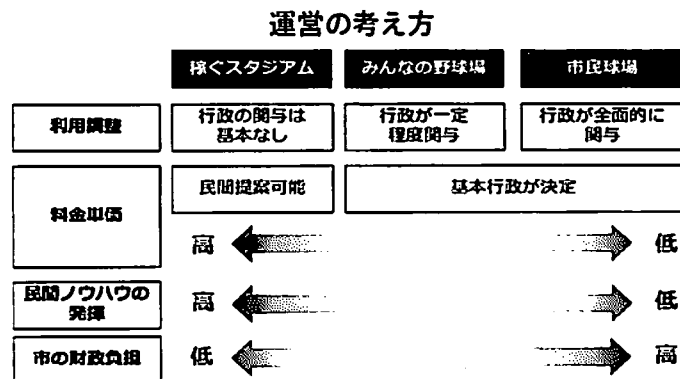


写真：静岡県提供

第6章 運営・維持管理計画

1. 運営方針

運営方針を整理するにあたり、新野球場等の運営について、利用調整や料金単価、民間ノウハウの発揮、県・市の財政負担の視点を考慮し比較検討できるよう、「稼ぐスタジアム」「みんなの野球場」「市民球場」の3つの考え方を抽出し、検討を行ったものである。



新野球場等の利用については、これまで既存の県営野球場で開催されている高校野球岩手大会やプロ野球一軍公式戦などの開催のほか、既存の市営野球場で開催される野球大会等の利用を考慮する必要があることや、これまでの野球場の概念にとらわれず、幅広い人たちが楽しめる空間であるボールパークとすることを整備コンセプトとして掲げている。

また、民間事業者の提案に委ねる範囲を多くして「稼ぐスタジアム」とする運用は、難しいとの調査結果が示されている。

このことから、運営方針を民間事業者の提案と行政による調整のバランスがとれる、「みんなの野球場」とするものである。

2. 利用料金制の導入

野球場の運用にあたっては、公共による利用や料金の制限が一定程度想定されることから、利用料金制の導入は慎重な判断が必要と考えられるが、屋内練習場の運用については、民間事業者のノウハウを活用できる可能性が高いことから、利用料金制の導入について、実施方針の公表までに整理することとする。

3. 費用負担の考え方

運営・維持管理費は、市の主催事業や高校野球岩手大会、プロ野球一軍公式戦の開催に配慮し、その他の利用については、利用者が公平に利用できるよう、利用調整を行うことを考慮し、調整を行うものとする。

第7章 事業費

1. 施設整備費

施設整備費の概算額は、プロ野球一軍公式戦が開催可能な野球場施工実績を有する建設事業者から提出された参考見積額を元に、民間事業者がPFI手法などにより公共サービスを調達した場合に要する施設整備費(LCC:ライフサイクルコスト)約87億5,000万円^{※1}(税抜)とすることを基本とする。

施設整備費概算金額(税抜)

	LCC(PFI手法)	備考
建設工事費合計	約87億5,000万円	野球場、屋内練習場、駐車場、外構及びその他諸経費等を含む

※1 現段階では、導入可能性調査において算出した概算額を基本とするが、今後、改めて募集要項公表までに再算出するものとする。

2. 運営・維持管理費

運営・維持管理費の概算額は、事業期間を15年間とし、施設整備費と同様とした場合に要する運営・維持管理費(LCC:ライフサイクルコスト)約23億900万円^{※2}とすることを基本とする。

事業期間を15年間とした運営・維持管理費概算金額(税抜)

	LCC(PFI手法)	備考
運営・維持管理費	約23億900万円	指定管理料のほか、SPC運営費、公債利息、租税公課等を含む
(参考)年平均	約1億5,400万円	事業年度ごとに異なる

※2 現段階では、導入可能性調査において算出した概算額を基本とするが、今後、改めて募集要項公表までに再算出するものとする。

3. 資金調達について

本事業の推進にあたっては、起債または民間資金調達の条件を比較し、事業実施上有利な組み合わせにより資金調達を行うこととする。

第8章 事業手法

1. PPP/PFI手法

本事業においては、第7章で述べたとおり、財政負担軽減の面で優れるとともに、施設整備に対する運営企業のノウハウ活用が期待でき、民間資金を活用することにより、公共の財政負担が概ね10～20年と見込まれる事業期間を通じて平準化が見込まれる、PFI手法（BTO方式、次頁図参照）の採用を想定する。

手法の詳細については、事業者の提案に委ねるものとする。

PFI事業（BTO方式）概要

根拠法令	PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）
内容	<ul style="list-style-type: none"> すべての業務（整備、運営・維持管理）を担当する企業（建設会社、運営会社等）から構成される企業コンソーシアムが組成するSPC（特定目的会社）が、施設の整備・運営を一体的に実施する手法。公募においては、SPCに出資ないし事業に関与する企業コンソーシアムを選定する。 SPC自体が業務を実施するのではなく、業務を実施する企業がSPCから業務を受託または請負い、整備・運営等を実施する。 民間事業者が資金調達を行うことが原則だが、適用させる補助金によっては全部または一部を公共が資金調達することがある。 公共施設の整備及び長期間にわたる運営維持管理を民間事業者に実施させることが可能。 大部分の補助金では、従来方式で適用可能な場合に、PFIを導入した際にも適用できるような措置を施している。（イコールフィッティング） BTO方式（Build-Transfer-Operate）では、民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者に所有権を移転し、民間事業者が運営及び維持管理を行う。
年数	<ul style="list-style-type: none"> 概ね10年～20年程度が多い
収益事業の考え方	<ul style="list-style-type: none"> PFI事業におけるSPCを指定管理者に指定することで、公の施設の料金収入をSPCの収入とすることができる。（地方自治法第244条の2の第8項）

2. 県市共同事業の実施手法

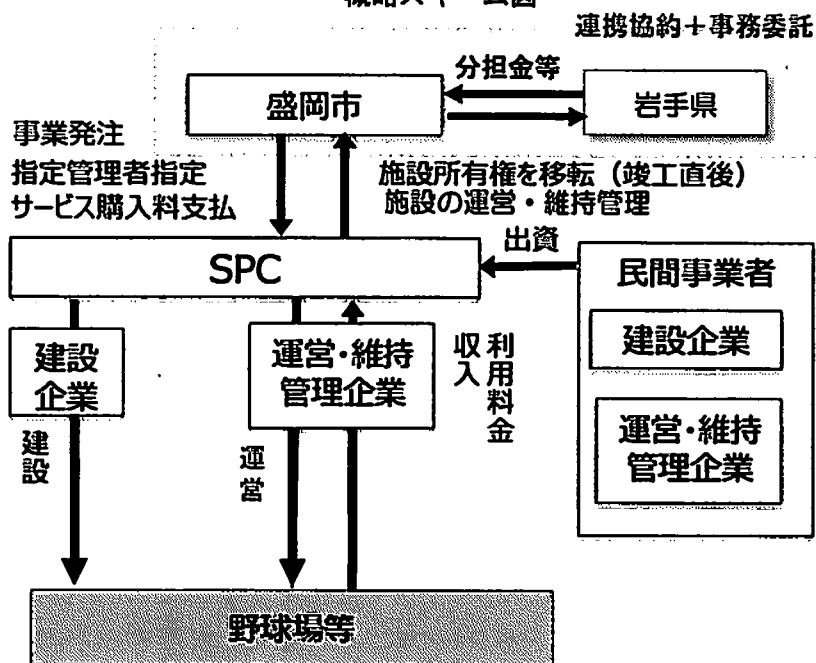
共同事業においては、「県市共同所有・市単独発注方式」を採用する。具体的には、県と市で、共同で施設を所有しつつも、市が単独で発注事務を行う方式。市が単独で発注を行うため、SPCからの施設の引渡し相手は、市のみとする。市は、SPCから引き受けた施設の所有権の一部を県に譲渡する。

運営・維持管理については、市がSPCを指定管理者と位置づけて指定するとともに、県営の野球場としての機能部分については、県から市に対する事務の委託を行い、県が所要の経費を負担するものとする。

手法等

連携手法	連携協約+事務委託
発注	市単独
所有権	県市共有
設置条例	県市双方

概略スキーム図



第9章 今後のスケジュール

今後、2023年度の供用開始を目指し、以下のスケジュールを基本として、本事業を推進していく予定である。

今後のスケジュール（予定）

年 月	内 容
2019（平成31）年1月	実施方針・業務要求水準書（案）公表
2019年3月	特定事業選定
2019年4月	募集要項公表
2019年11月	事業者選定
2020年3月	本契約締結
2020年4月～2023年3月	設計・施工
2023年	供用開始

※本スケジュールは予定であり、今後の検討状況等によっては変更もありうる。

野球場の整備及び管理に係る事務を連携して処理するに当たっての基本的な方針及び
役割分担を定める協約

(趣旨)

第1条 この協約は、岩手県と盛岡市が、盛岡南公園の敷地内に共同して野球場を整備し、岩手県と盛岡市のスポーツ振興を支える拠点施設として効率的かつ安定的に管理するため、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 岩手県と盛岡市は、野球場の整備及び管理に係る事務（以下「事務」という。）の実施に当たっては、役割分担を明確にし、相互に連携を図るものとする。

(事務の内容及び役割分担)

第3条 事務の内容及び役割分担は、別表に定めるとおりとする。

(経費負担)

第4条 事務の実施に係る経費の負担割合は、岩手県と盛岡市の協議により別に定める。

(連絡会議)

第5条 岩手県と盛岡市は、事務の実施に係る連絡調整を図るため、定期的に連絡会議を開くものとする。

(協議)

第6条 岩手県と盛岡市は、事務の実施に当たり、条例、規則等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ協議するものとする。

(協約の変更及び廃止)

第7条 この協約を変更し、又は廃止しようとするときは、岩手県と盛岡市が、あらかじめ協議するものとする。

(補則)

第8条 この協約に定めるもののほか、この協約の実施に関し必要な事項は、岩手県と盛岡市が協議して定めるものとする。

附 則

この協約は、岩手県及び盛岡市の地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第2項の規定による告示の日から施行する。

この協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、岩手県と盛岡市が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

盛岡市内丸10番1号

岩手県

岩手県知事 達 増 拓 也

盛岡市内丸12番2号

盛岡市

盛岡市長 谷 藤 裕 明

別表（第3条関係）

事務	内容	役割分担	
		岩手県	盛岡市
事業計画に係る事務	整備基本計画の作成	盛岡市と相互に連携しながら実施する。	岩手県と相互に連携しながら実施する。
事業者募集に係る事務	実施方針の作成	盛岡市と相互に連携しながら実施する。	盛岡市が主体となり、岩手県と相互に連携しながら実施する。
	業務要求水準書の作成	盛岡市と相互に連携しながら実施する。	盛岡市が主体となり、岩手県と相互に連携しながら実施する。
	募集要項の作成	盛岡市と相互に連携しながら実施する。	盛岡市が主体となり、岩手県と相互に連携しながら実施する。
	その他	盛岡市と相互に連携しながら実施する。	盛岡市が主体となり、岩手県と相互に連携しながら実施する。
事業者選定に係る事務	事業者選定委員会の設置及び運営	盛岡市と相互に連携しながら実施する。	盛岡市が主体となり、岩手県と相互に連携しながら実施する。
	事業者の選定	盛岡市と相互に連携しながら実施する。	岩手県と相互に連携しながら実施する。
基本協定等の締結	事業者との基本協定、事業契約等の締結	盛岡市と相互に連携しながら実施する。	盛岡市が主体となり、岩手県と相互に連携しながら実施する。
設計及び施工に係る事務	基本設計及び実施設計に関する監理	盛岡市と相互に連携しながら実施する。	盛岡市が主体となり、岩手県と相互に連携しながら実施する。
	施工に関する監理	盛岡市と相互に連携しながら実施する。	盛岡市が主体となり、岩手県と相互に連携しながら実施する。
管理に係る事務	管理に関する事業者の監理	盛岡市と相互に連携しながら実施する。	盛岡市が主体となり、岩手県と相互に連携しながら実施する。